

※ 本公募は、令和6年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

**令和6年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）
（農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）のうち農泊推進事業、人材活用事業及び農家民宿転換促進費並びに農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型））
公募要領**

第1 はじめに

「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいいます。

この取組を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増大や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

令和5年6月に公表された「農泊推進実行計画」において、「新規来訪者の獲得」「来訪者1回当たり平均泊数の延長」「来訪者のリピーター化」に取り組むことで、農山漁村の活性化と所得向上を目指し、農泊地域での年間延べ宿泊者数700万人泊とそのうち訪日外国人旅行者の割合10%の受け入れを令和7年度までに実現することとしています。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、引き続き農泊をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるほか、専門家派遣や単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組における経営強化及び農泊施設の整備等に向けた取組を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領をご覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（案）（以下「実施要領案」という。）及び実施要領案別記4を必ず御確認いただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、令和6年能登半島地震による影響を考慮し、北陸農政局管内においては、公募期間及び提出期日を別途（※）による対応とします。

公募期間：令和6年2月9日（金）から令和6年2月28日（水）まで

※北陸農政局管内：令和6年2月9日（金）から令和6年7月1日（月）まで

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は次のとおりであり、事業内容、事業実施主体、対象地域、事業実施期間、選定要件、交付率及び上限額は別表1に定めるとおりです。

1 農泊推進事業

- （1）農泊地域創出タイプ
- （2）農泊地域経営強化タイプ

- 2 人材活用事業
 - (1) 研修生タイプ
 - (2) 専門家タイプ
 - 3 農家民宿転換促進費
 - 4 市町村・中核法人実施型
 - 5 農家民泊経営者等実施型
- ※4及び5は施設整備事業（ハード整備）

第3 提案書等の作成及び提出等

- 1 応募に必要な書類
 - (1) 令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書 ※必須の提出
令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）に、事業の実施体制や取組内容、将来像、地域資源、農林漁業者への所得向上、創意工夫等、必要事項を記載し提出してください。
 - (2) 令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書補完資料（別添）
※必須の提出
令和6年度農山漁村振興事業実施提案書補完資料（以下「提案書補完資料」という。）に、事業の目標や事業実施主体構成員、役員、取組内容と主な経費、収支見通し及びその他必要事項を記載し提出してください。
なお、交付対象事業費の内容、構成及び積算は、別紙1から別紙6に定めるとおりです。
- 2 提案書に添付する資料
 - (1) 第2の1の(1)「農泊地域創出タイプ」の事業を実施する場合の添付資料
 - ア 地域協議会が事業実施主体となる場合
 - (ア) 実施要領案別記4の第1に定義する地域協議会の設立を確認できる資料（提案書等の提出時点において地域協議会が設立されていない場合には、設立のための規約等の案を添付することも可能。）また、第2の5「農家民泊経営者等実施型」の事業を併せ行う場合には、(6)のクの資料により替えるものとする。ただし、交付等要綱第5に規定する農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第6に規定する事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）の申請を行う時点までに、地域協議会を設立する必要があることに留意すること。
 - (イ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - (ウ) 別紙7のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料
 - イ 地域協議会以外が事業実施主体となる場合
 - (ア) 設立趣意書、定款、寄附行為、規約
 - (イ) 提案者の過去3年間の事業実績を確認できる資料（設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料。）

- (ウ) 提案者の過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）
 - (エ) 提案者の取組を主導する運営責任者のこれまでの取組実績、履歴、企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力の判断に資する資料
 - (オ) 別紙7のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料
- (2) 第2の1の(2)「農泊地域経営強化タイプ」の事業を実施する場合の添付資料
- ア 実施要領案別記4の第1に掲げる地域協議会の設立が確認できる資料
 - イ 提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料
 - ウ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
 - エ 事業費の算出決定の根拠となる資料
 - オ 過去に国からの交付金を得て、農泊事業に取り組んだ内容がわかる資料
 - カ 別紙7のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料
- (3) 第2の2の(2)「専門家タイプ」の事業を実施する場合の添付資料
- どの様な専門的知識を有する専門家を受け入れるのか。また専門家による活動内容やどの程度の頻度で取組を実施するのか具体的に確認できる資料
- (4) 第2の3「農家民宿転換促進費」の事業を実施する場合の添付資料
- 提案者が事業を実施する区域の存する市町村（都道府県）において定められている、旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可を取得するために最低限必要となる設備の整備内容が確認できる資料
- (5) 第2の4「市町村・中核法人実施型」の事業を実施する場合の添付資料
- ア 市町村が事業実施主体となる場合
 - (ア) 費用対効果分析表（施設を新設する場合のみ添付する。）
 - (イ) 施設の運用方針
 - (ウ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
 - (エ) 整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図
 - (オ) 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
 - (カ) 地域の農泊の取組に係る収支計画
 - (キ) 償還計画書等資金調達関係資料
 - (ク) 施設及び土地の所有状況関係資料
 - (ケ) 施設整備に係る全体工程表
 - (コ) 貸借による施設整備を行う場合には、施設及び土地に係る賃貸借契約書の写し（施設等の利用に対する同意書など賃貸借契約を締結する確実性が確認できる書類でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までには契約を締結する必要があることに留意すること。）

- (サ) 別紙7のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料
- イ 市町村以外が事業実施主体となる場合
- (ア) 費用対効果分析表（施設を新設する場合のみ添付する。）
- (イ) 施設の運用方針
- (ウ) 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- (エ) 整備対象施設又は予定地の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図
- (オ) 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
- (カ) 地域の農泊の取組に係る収支計画
- (キ) 償還計画書等資金調達関係資料
- (ク) 施設及び土地の所有状況関係資料
- (ケ) 施設整備に係る全体工程表
- (コ) 設立趣意書、定款、寄附行為及び規約
- (サ) 過去3年間の事業実績が確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合はその内容が確認できる資料。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績が確認できる資料。）
- (シ) 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から3年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）
- (ス) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- (セ) 貸借による施設整備を行う場合、施設及び土地に係る使用貸借（市町村所有物件を整備する場合に限る。）契約書又は賃貸借契約書の写し（施設等の利用に対する同意書など賃貸借及び使用貸借契約を締結する確実性が確認できる書類でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までには契約を締結する必要があることに留意すること。）
- (ソ) 金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
- (タ) 別紙7のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料
- (6) 第2の5「農家民泊経営者等実施型」の事業を実施する場合の添付資料
- ア 施設の運用方針
- イ 宿泊施設名及び経営者の氏名
- ウ 整備対象施設の現況写真及び施設位置図、計画施設平面図
- エ 施設の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
- オ 連携体の農泊の取組に係る収支計画
- カ 施設及び土地の所有状況関係資料
- キ 施設整備に係る全体工程表

- ク 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済であること並びに事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていることが確認できる資料
- ケ 地域協議会と単一又は複数の農家民泊経営者等との協定の締結が確認できる文書（協定書等の案及び協定が確実に締結されることが確認できる資料でも可。ただし、振興推進計画等の申請時までには協定を締結する必要があることに留意すること。）
- コ 提案された事業を主導する地域協議会の代表者、運営責任者、事務局長、経理責任者及び監事のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- サ 各農家民泊経営者等の自己負担分の返済の見込み及び施設の運営能力を確認できる資料
- シ 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（以下「連携体」という。）の構成員である各農家民泊経営者等が、提案時までには宿泊を提供していたこと及び農家民泊に該当することが確認できる資料（新規開業ではないことが確認できる資料。）
- ス 金融機関等から借入を行う場合には、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）
- セ 別紙7のうち、「施策との関連等」の項目として挙げられている各施策について、それぞれの施策において定められた計画等に位置付けられた取組である場合、その旨がわかる資料

3 応募に当たっての留意事項

（1）提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体（提案書補完資料を除く）はA4判10ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 10ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

（2）過去の交付決定の取消

提案者が、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適正化の審査においてその事実を考慮するものとします。

4 提案書等の提出方法等

(1) 提出方法

提案書類の提出は、第8に記載する書類提出先への郵送又は宅配便（バイク便含む。）による提出のほか、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）からご確認ください。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。

やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAXによる提出は、受け付けません。

(2) 提出期限

令和6年2月28日（水）17時まで（郵送の場合は同日必着）

※北陸農政局管内：第1回	令和6年2月28日（水）	（同上）
第2回	令和6年4月30日（火）	（同上）
第3回	令和6年7月1日（月）	（同上）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書において事業実施主体として不適格と判断される記載がある場合、提案書類に虚偽の記載又は必須となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。

イ 提出する提案書類は、事業ごとに、提案者1者につき1点で、1回限りとします。

ウ 提出書類の提出部数は1部です。（提出いただく提案書類につきましては、コピーの原紙として使用しますので、パンフレット等も含めそのままコピーできるようにA4片面クリップ留め、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請の場合はA4サイズで印刷可能な設定で御提出ください。）

エ 提案書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書類の返却は行いません。

オ 提出された提案書類については、機密保持に努め、国の審査以外には使用いたしません。ただし、交付候補者の開示意向を確認できた場合は、関係する都道府県及び府省庁へ提案書類等を開示する場合があります。

カ 提出された提案書類については、必要に応じて内容について問合せをいたします。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会を以下のとおり開催します。説明会の出席に当たっては、事前に参加申し込みが必要な場合がありますので、担当する各農政局等のホームページを確認願います。

なお、当該説明会への出席については、応募に当たっての必須要件とはしません。

取組地域	日 時	場 所
------	-----	-----

北海道 [担当：農林水産省本省]	令和6年2月19日（月） 13:30～15:00	オンライン
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県 [担当：東北農政局]	令和6年2月15日（木） 15:30～16:30	オンライン
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県、静岡県 [担当：関東農政局]	令和6年2月15日（木） 13:30～15:00	オンライン
新潟県、富山県、石川県、福井県 [担当：北陸農政局]	令和6年2月15日（木） 11:00～12:00	オンライン
岐阜県、愛知県、三重県 [担当：東海農政局]	令和6年2月15日（木） 13:30～14:30	オンライン
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県 [担当：近畿農政局]	令和6年2月14日（水） 14:30～15:30	オンライン
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県 [担当：中国四国農政局]	令和6年2月14日（水） 15:00～16:30	オンライン
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県 [担当：九州農政局]	令和6年2月16日（金） 13:30～14:30	オンライン
沖縄県 [担当：内閣府沖縄総合事務局]	令和6年2月16日（金） 14:10～14:50	オンライン

第5 提案書の選定等

1 審査方法

事業承認者（提案書の事業を実施する区域が北海道の場合には農林水産省農村振興局長、沖縄県の場合には内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県の場合には地方農政局長をいう。以下同じ。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき、提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に予算の範囲内において振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。

なお、振興交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

審査は、別紙 7 に掲げる内容に基づき行います。

3 選定結果の通知等

事業承認者は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

また、その当該通知において、第 6 の 1 の申請に関する条件を付することがあります。

選定の通知は、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途、必要な手続を経ていただく必要があります。

交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります、その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

なお、審査結果の公表及び通知は、ソフト事業（農泊推進事業及び人材活用事業費）のみを実施する地域とソフト事業とハード事業（市町村・中核法人実施型及び農家民泊経営者等実施型）を併せ行う地域（ハード事業のみを実施する地域を含む）を分けて行います。

ハード事業を実施する地域は、事業内容について別途詳細な審査が必要となりますので、ソフト事業のみを実施する地域より公表及び通知が 1 月から 2 月程度後になると見込んでいます。

第 6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画」の申請及び承認

交付候補者は、事業承認者から交付候補者となった旨の通知を受けてから 1 月以内に振興推進計画等を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため、以下の資料が必要となりますので、振興推進計画書等に添付してください。対象経費の精査の結果、一部の経費が振興交付金の対象経費として認められない場合がありますので御了承願います。

なお、複数年度の事業実施を想定する提案が選定された場合であっても、翌年度以降の振興交付金の交付を保証するものではありません。

（1）賃金及び謝金については、単価の適切な根拠資料

※「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 委託料については、積算、複数者からの見積書等の根拠資料等
- (4) (1) から (3) までの掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の支払手続

事業承認者は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、速やかに、交付等要綱の第 10 に定める交付申請書を作成し、交付決定者（提案書の事業を実施する区域が北海道の場合には農林水産大臣、沖縄県の場合には内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県の場合には地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出してください。

交付決定者は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の 4 月 10 日又は事業完了の日から起算して 1 月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第 21 に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、交付決定者に提出してください。
- (2) その後、交付決定者は、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付する額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。
- (3) 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので御注意ください。

第 7 事業実施に当たっての留意事項

1 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、又は交付候補者の選定の決定若しくは振興交付金の交付決定が取り消されることがあります。

2 事業の推進

交付候補者は、交付等要綱及び実施要領案（以下「交付等要綱等」という。）の内容を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般につい

ての責任を負うこととなります。特に、交付申請書、計画変更に伴う各種承認申請書、報告書については、示された提出期限を遵守してください。

3 振興交付金の経理

交付候補者は、交付を受けた振興交付金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 交付を受けた振興交付金の経理に当たって、補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 振興交付金の経理を、他の事業等と区分し、交付候補者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該交付候補者の会計部署等に交付金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、当該交付候補者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について、事業承認者に報告すること。

なお、交付候補者が、本事業に要する経費のうち自己負担分の確保ができず、交付事業の遂行ができないことが明らかとなった場合、交付決定者は、補助金適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。

また、交付決定者は、交付候補者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

4 施設等の管理

交付候補者は、本事業により整備した施設等（当該事業において整備する施設及び当該施設に附帯する設備をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕・改築し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営する必要があります。取得財産の管理、処分等に関しては、次の制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、本事業の終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、振興交付金の交付目的に従って効果的運用を図る必要があります（原則、他用途での使用等はできない。）。
- (2) 取得財産の処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、振興交付金の交付目的と異なる使用、譲渡、交換及び貸付け等を行う場合には、事前に、交付決定者の承認を受ける必要があります。

なお、交付決定者が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた振興交付金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

5 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、交付候補者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守していただく必要があります。

また、事業の一部を交付候補者から受託する団体にあっても同様に次の条件を遵守していただく必要があります。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業の実施期間中及び本事業終了後5年間に於いて、交付候補者及び当該交付候補者から本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業承認者と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた振興交付金の使用結果については、本事業終了後、交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ交付候補者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表等できるものとします。

交付候補者は、本事業により得られた成果について、広く普及啓発に努めてください。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表していただくことがあります。

なお、交付候補者が新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表する際には、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等を農林水産省に提出してください。

7 事業成果等の評価に係る協力

提案が採択された場合には、振興交付金の提案者に対し、事業評価年度以降も事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力してください。また、調査内容によっては、関係する団体やその構成員に御協力をいただくこともありますので、あらかじめ周知していただくようお願いします。

なお、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、交付等要綱第7及び実施要領案別記4第9に定めているほか、令和5年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年4月1日付け4農振第3553号農村計画課長・都市農村交流課長通知）が同様に令和6年度事業に適用されることが想定されるため、事業実施中及び実施後の手続の参考としてください。

8 交付事業における利益等排除

交付事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、交付対象事業の実績額の中に交付候補者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、振興交付金の交付目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

（1）利益等排除の対象となる調達先

交付候補者が以下のアからウまでの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

ア 交付候補者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 交付候補者の関係会社（交付候補者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに交付候補者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

（2）利益等排除の方法

ア 交付候補者の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 交付候補者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって交付対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

9 収益状況の報告及び納付

交付候補者は当該事業により収益が生じた場合には、交付等要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときには、交付を受けた振興交付金の額を限度として、当該振興交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

10 振興交付金の返還について

振興交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど、補助金適正化法に違反して振興交付金を使用した場合は、振興交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがあります。

11 罰則について

不正な手段により振興交付金の交付を受けるなどをした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

第8 お問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問合せに即時に対応できない場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(問合せ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

主たる事務所の所在地	問合せ先及び提案書等の提出先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線 5447）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県 山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 TEL：022-263-1111（内線 4444、4065）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 TEL：048-600-0600（内線 3405、3414）
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60 TEL：076-263-2161（内線 3482、3483）

岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線 2521、2571）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-414-9065（内線 2592、2594）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県 山口県、徳島県、香川県、愛媛県 高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線 2524、2526）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線 4623、4627）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線 83326、83336）

別表 1

事項	事業内容	事業実施主体	対象地域	事業実施期間
1 農泊推進事業 (1) 農泊地域創出タイプ	農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人	交付金の交付対象となる地域は、下記のいずれかを含む地域とする。ただし、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた生産緑地地区に所在する施設における取組及び当該地区内における施設の整備については、交付対象としない。 (1) 特定農山村地域 (2) 振興山村 (3) 過疎地域 (4) 半島振興対策実施地域 (5) 離島振興対策実施地域 (6) 沖縄地域 (7) 奄美群島 (8) 小笠原諸島 (9) 特別豪雪地帯 (10) 指定棚田地域 (11) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜	上限 2 年間
(2) 農泊地域経営強化タイプ	単価の引き上げや経営コストの削減により高付加価値化を目指す新たな取組	地域協議会		
2 人材活用事業 (1) 研修生タイプ	農泊推進事業の実施に当たり必要となる、以下の人材を活用する取組。 地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）を活用する取組	地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人		
(2) 専門家タイプ	地域内に無い専門的知識を持つ人材（専門家）を活用する取組 （専門的知識の例） 事業計画策定、プロジェクトマネジメント、観光コンテンツ開発、観光プロモーション、旅行商品開発、			

	マーケティング、ICT 化指導 等		度が 15 度以上の地域 (水田地帯を除く。) (12) 中山間地域 (13) 農業振興地域 (14) 漁業集落	
3 農家民宿転換促進費	旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組	地域協議会と農家民泊経営者等との連携体		1 年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大 2 年間とすることができる。
4 市町村・中核法人実施型	古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備する取組	市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人		上限 2 年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大 4 年間とすることができる。
5 農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が行う以下の取組 ① 旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備 ② 個人旅行者を呼び込むために必要となる宿泊施設の質の向上のための設備の整備	地域協議会と農家民泊経営者等との連携体		1 年間 ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間の延長等を考慮し、最大 2 年間とすることができる。

(※) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。

別表 2

事項	選定要件	交付率及び助成額
1 農泊推進事業 (1) 農泊地域創出タイプ	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 農泊を観光ビジネスに資する取組として実施すること。 2 事業完了時までに、地域で生産された農林水産物を用いた食事の提供及び農林漁業体験の提供を行う体制を構築すること。 3 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにオンライン予約に対応すること。	1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限額は、500 万円とする。
(2) 農泊地域経営強化タイプ	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事項 1 (1)、事項 4 若しくは事項 5 の事業又は令和 4 年度末までに、農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策若しくは農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）の各事業（広域ネットワーク事業を除く）を実施し完了していること。 2 これまでに上記 1 の事業において実施した取組（振興推進計画等及び事業実施評価書において判断するものとする。）以外の新たな取組であること。 3 提案書等に定める数値目標を実現できるように、地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツに係る料金単価を引き上げること。 4 事業実施主体の構成員に旅館業法の許可を受けて宿泊を提供する者が含まれる場合には、本事業の完了時までにオンライン予約に対応すること。	1 交付率は、定額とする。 2 助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価（単年度あたり 250 万円）に事業年数を乗じた額とする。

2 人材活用事業 (1) 研修生タイプ	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事項1の事業と併せて実施すること。 2 当該人材の受入れが、提案書等に定める数値目標の達成に直結するものであること。 3 (1)と(2)は同時に実施しないこと。 (1)においては、以下の要件を満たすこと。 ① 雇用契約締結時点で、当該人材の生活の拠点及び住民票が事業実施地域内、3大都市圏の都市地域、3大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域及び政令指定都市でないこと。 ② 雇用契約締結時に、当該研修生が事業完了後も地域で農泊に関わる活動をする旨の意思確認を行った上で記録するとともに、事業完了後も研修生が地域で活動を継続できるように事業実施主体と連携団体が協力することを提案書等に位置付けること。 ③ 雇用契約締結後の生活の拠点及び住民票が事業実施地域内若しくは事業実施地域に容易に通勤できる場所であること。 ※ 「3大都市圏」、「都市地域」、「一部条件不利地域」、「条件不利区域」の定義については、総務省「地域おこし協力隊員の地域要件について」 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000847997.pdf)のとおり。	1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、250万円とする。 ただし、そのうち人件費に相当する額については、研修生は200万円を上限とする。 また、研修手当の上限単価は、月額14万円とする。
--------------------------------	---	---

(2) 専門家タイプ	(2) においては、以下の要件を満たすこと。 ① 雇用契約に当たり、事業実施主体は、地域が有する課題及びその解決に必要な専門的知識の内容を明確化したうえで公募を行い、対面での面接により選定するプロセスを経ること。 ② 当該人材は、実施要領案別記4の第9の1に定める報告に際して事業実施主体に対する助言を行うほか、事業完了後においても農泊の取組に対する事業実施主体からの相談等について可能な限り協力すること。	1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、650万円とする。 ただし、そのうち人件費に相当する額については、600万円を上限とする。 また、手当の上限単価は、月額75万円とする。
3 農家民宿転換促進費	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事項5の事業を併せて実施すること。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに余暇法に基づく農林漁業体験民宿業の登録をしていること。	1 交付率は、定額とする。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者1名当たりの助成額の上限は、100万円又は別表1の事項5の事業における①に要した費用の1/2のいずれか低い額とする。
4 市町村・中核法人実施型	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 市町村以外を事業実施主体とする場合にあっては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること。 2 実施要領案別記4の第5に定める基準に適合するものであること。 3 事項5の事業を実施していないこと。 4 整備した宿泊施設の営業に当たっては、オンライン予約に対応すること。	1 交付率は、1/2とする。 2 2カ年の助成額の上限は、2,500万円とする。ただし、実施要領案別記4の第3の2の(1)のイの(サ)に掲げるaからeまでの条件を満たす場合にあっては、5,000万円、aからhまでの条件を満たす場合にあっては、1億円とす

		る。ただし、助成額の上限が 5,000 万円を超える場合の延べ床面積 1 m ² あたりの事業費の上限は 29 万円とする。
5 農家民泊経営者等実施型	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 農泊実施のための地域協議会及び中心的な役割を担う法人が設立済であり、事業実施区域内で宿泊、食事及び体験の提供を行う体制が整っていること。 2 連携体の構成員である農家民泊経営者等は、本事業完了後の翌年度末までに旅館業法の許可を取得していること。 3 実施要領案別記 4 の第 5 に定める基準に適合するものであること。 4 事項 4 の事業を実施していないこと。 5 整備した宿泊施設の営業に当たっては、オンライン予約に対応すること。	1 交付率は、1/2 とする。 2 助成額の上限は 5,000 万円とする。ただし、農家民泊経営者等の 1 名当たりの助成額の上限は、1,000 万円とする。

別紙 1

農山漁村振興交付金の対象経費

農泊推進事業及び人材活用事業並びに農家民宿転換促進費の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

別紙 2

施設整備事業の対象経費は、以下及び別紙 3、4、5 及び 6 のとおりとする。

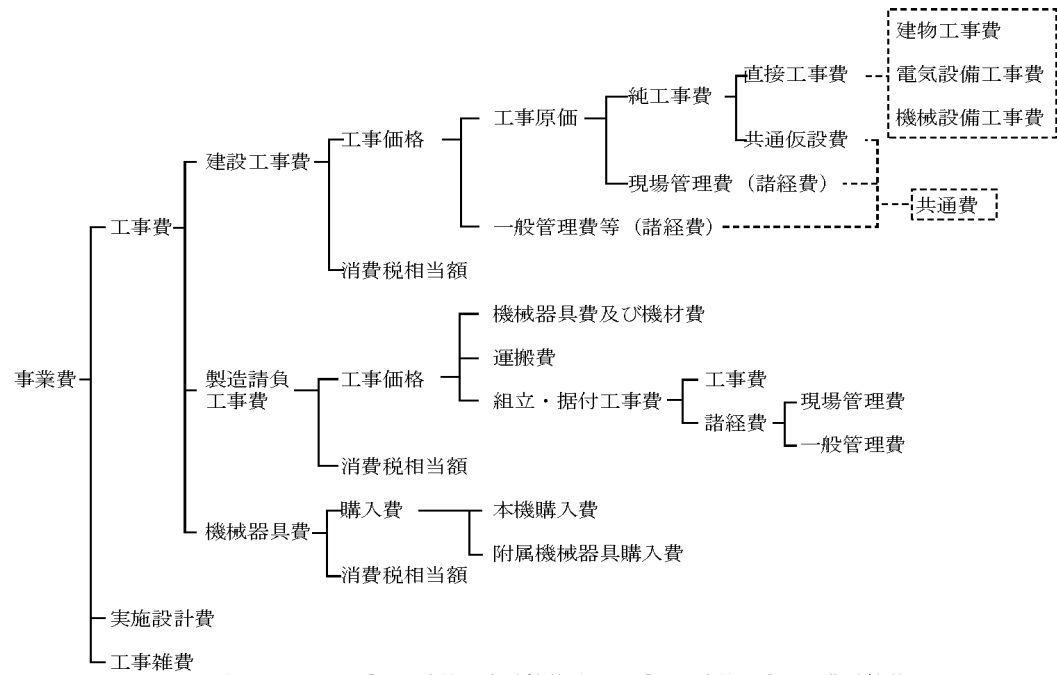
- 1 工事費
 - (a) 建設工事費
 - (b) 製造請負工事費
 - (c) 機械器具費
- 2 実施設計費
- 3 工事雑費

機械器具は汎用性がないものに限る。

工事雑費は、「農山漁村振興支援交付金（農山漁村活性化整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2343 号農村振興局長通知）」（以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の 2」による。

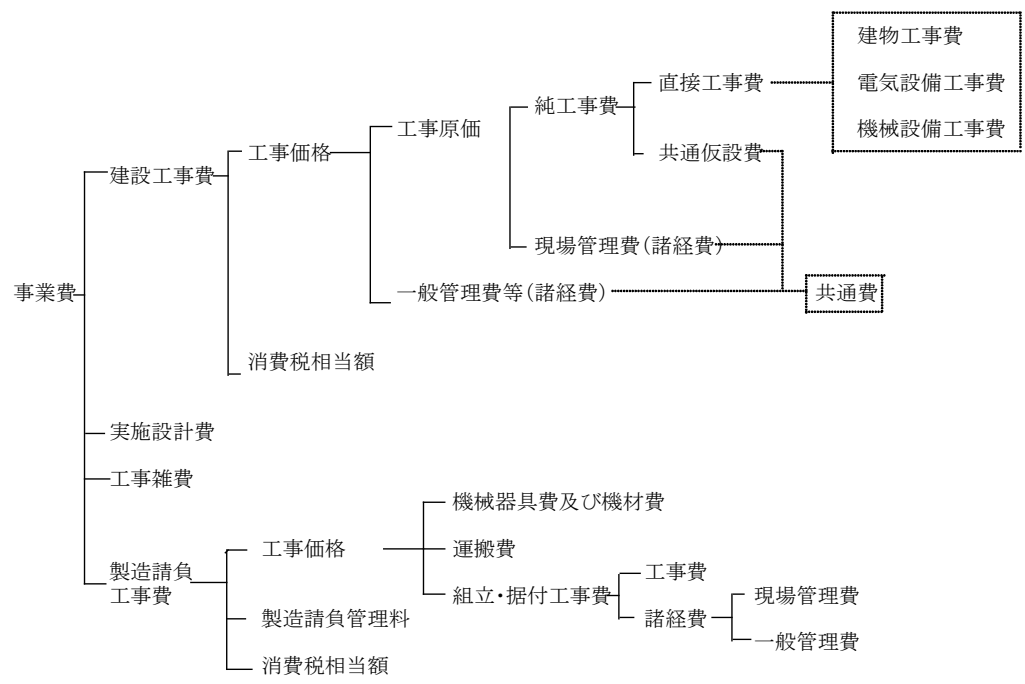
別紙 3

1 建築工事及び製造請負工事
(1) 請負施行の場合



注) この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」、「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

(2) 代行施行の場合



別紙 4

共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通して必要となる仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

別紙 5

現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別紙6

一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従 業 員 給 料 手 当	取締役及び監査役に要する経費 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業(農泊地域創出タイプ)・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評 価	
必須要件	1	事業目的の理解度、事業の必要性	1	合・否・不明で判断	10項目のうち1項目でも否があれば、指定失格	
			・関係人口が拡大するなど当該地域における所得及び雇用の増大に繋がる取組であるか(取組を実施することで農山漁村の裨益に結びつくか)。			
			・集落連合体や地域ぐるみの取組により、集落の維持・再生に繋がる取組であるか。			
			・地域の課題解決やニーズに対応するため、都市と農山漁村の交流や新たなライフスタイルの実現を目指す取組であるか。			
		事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画への有効性	2			・都市住民や訪日外国人旅行者の農山漁村に対する関心の高まりを背景として、様々な受入が実施される取組であるか。
			・目標が過大となっていないか。また、収支見通しは根拠をもって設定されているか。			
			・目標設定についてデータや参考資料が適切であるか(施設整備事業を併せ行う場合において、整備する施設の利用計画が適切に設定されているか(宿泊利用者＝定員×営業日数であるなど、無謀な計画とはならないか))。			
		事業遂行のための実施体制の妥当性	3			・収益化に向け、地域資源活用の実現性が高くかつ具体的な計画か。
			・各取組の責任者、業務分担及び体制を示すなど、事業実施が可能な体制を有しているとともに、地域づくりに関する経験が豊富なリーダーやプロジェクトマネージャーを有しているか。			
			・会計基準の制定や、簿記資格をもつ人材を配置している。又は経営処理を行う体制を有しているか。			
		・第三者を含めるなど監査する体制を有しているか。				
		公表前必須要件	1			積算の妥当性
・一過性のイベント経費、外部委託費に偏ることなく、自立・継続的活動の実現に向けた予算編成であるか。また、単価設定が適切に整理され、効率的な経費の使用が見込まれるなど、積算根拠が明確であるか。						
・補助対象外経費を含め、事業実施に必要な経費が計上されているか。						
・積算が過大でなく、不適切な経費が含まれていないこと。						
・コンサルタント等への委託について、事業内容の根幹を成すものや委託費の割合が原則過半を超えないこと。						

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業(農泊地域創出タイプ)・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評 価
個別事項	1	合意形成の手法	1 農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	1 農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
			2 ビジネス化に向けてノウハウを持った人材、従業員等の確保をどのように行っていくか。また、農泊の取組を持続的に行うための具体的な検討がなされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	3	地域資源の活用	1 従来からの観光資源に留まらず、古民家、地域食材、地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	4	マーケティング手法等の有効性	1 ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	5	農林漁業者等への裨益	1 農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどの様に寄与するのか明確にされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	6	創意工夫等	1 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫が見受けられるか。また他の地域へのモデルになり得るか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	7	行政との連携の有無	1 市町村が事業実施主体に参画又は連携体として関わっているか。若しくは都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であること。	10点	10点(市町村が事業実施主体に参画している) 5点(市町村が連携体として関わっている。又は都道府県で行う広域ネットワーク事業において農泊実施地域として選定されている)

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業(農泊地域創出タイプ)・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評 価
施策との関連等	1	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1 中山間地農業振興指針(平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知)に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合	3点	1つでも該当すれば3点
		みどりの食料システムとの関連	2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合		
		「デジ活」中山間地域との関連	3 ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において実施される取組である場合		
	2	地域再生計画との関連	1 ・地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合	1点	該当すれば1点
	3	国土強靱化地域計画との関連	1 ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合	1点	該当すれば1点
	4	地域おこし協力隊との連携	1 ・総務省の地域おこし協力隊(元隊員含む)を農泊の取組において活用する場合	1点	該当すれば1点
	5	交付決定取消しの原因となる行為の有無	1 過去3カ年に交付決定取消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合、△15点とする。	-15点	該当すれば-15点

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

農泊推進事業(農泊地域経営強化タイプ)・人材活用事業、市町村・中核法人実施型、農家民泊経営者等実施型、農家民宿転換促進費

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
必須要件	1	事業目的の理解度、事業の必要性	・関係人口が拡大するなど当該地域における所得及び雇用の増大に繋がる取組であるか(取組を実施することで農山漁村の裨益に結びつくか)。	合・否・不明で判断	10項目のうち1項目でも否があれば、指定失格
			・集落連合体や地域ぐるみの取組により、集落の維持・再生に繋がる取組であるか。		
			・地域の課題解決やニーズに対応するため、都市と農山漁村の交流や新たなライフスタイルの実現を目指す取組であるか。		
			・都市住民や訪日外国人旅行者の農山漁村に対する関心の高まりを背景として、様々な受入が実施される取組であるか。		
		事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画への有効性	・目標が過大となっていないか。また、収支見通しは根拠をもって設定されているか。		
			・目標設定についてデータや参考資料が適切であるか(施設整備事業を併せ行う場合において、整備する施設の利用計画が適切に設定されているか(宿泊利用者＝定員×営業日数であるなど、無謀な計画とはならないか))。		
			・収益化に向け、地域資源活用の実現性が高かつ具体的な計画か。		
		事業遂行のための実施体制の妥当性	・各取組の責任者、業務分担及び体制を示すなど、事業実施が可能な体制を有しているとともに、地域づくりに関する経験が豊富なリーダーやプロジェクトマネージャーを有しているか。		
			・会計基準の制定や、簿記資格をもつ人材を配置している。又は経営処理を行う体制を有しているか。		
			・第三者を含めるなど監査する体制を有しているか。		
公表前必須要件	1	積算の妥当性	・一過性のイベント経費、外部委託費に偏ることなく、自立・継続的活動の実現に向けた予算編成であるか。また、単価設定が適切に整理され、効率的な経費の使用が見込まれるなど、積算根拠が明確であるか。	合・否で判断	事業計画策定時までに全てクリアする(交付対象事業者要件)
			・補助対象外経費を含め、事業実施に必要な経費が計上されているか。		
			・積算が過大でなく、不適切な経費が含まれていないこと。		
			・コンサルタント等への委託について、事業内容の根幹を成すものや委託費の割合が原則過半を超えないこと。		

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評 価
個別事項	1	合意形成の手法	1 農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	1 ビジネス化に向けてノウハウを持った人材、従業員等の確保をどのように行っていくか。また、農泊の取組を持続的に行うための具体的な検討がなされているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	3	地域資源の活用	1 従来からの観光資源に留まらず、古民家、地域食材、地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	4	マーケティング手法等の有効性	1 ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	5	選定要件に係る取組の実現性	1 過去に実施した農泊推進事業で明らかになった地域の「強み」と「弱み」を踏まえた新たな取組になっているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
			2 単価の引き上げや経営コストの節減により高付加価値化を目指す取組が検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 2点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	6	農林漁業者等への裨益	1 農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどの様に寄与するのか明確にされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	7	創意工夫等	1 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫が見受けられるか。また他の地域へのモデルになり得るか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	8	行政との連携の有無	1 市町村が事業実施主体に参画又は連携体として関わっているか。若しくは都道府県で行う広域ネットワーク推進事業において農泊実施地域として選定された団体であること。	5点	5点(市町村が事業実施主体に参画している) 3点(市町村が連携体として関わっている。又は都道府県で行う広域ネットワーク事業において農泊実施地域として選定されている)

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
施策との関連等	1	インバウンドへの対応	1 インバウンド受入促進重点支援地域のうち受入環境整備が必要と認定された団体であるか。	20点	該当すれば20点
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1 中山間地農業振興指針(平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知)に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合	3点	1つでも該当すれば3点
		みどりの食料システムとの関連	2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合		
		「デジ活」中山間地域との関連	3 ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において実施される取組である場合		
	3	地域再生計画との関連	1 ・地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合	1点	該当すれば1点
	4	国土強靱化地域計画との関連	1 ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合	1点	該当すれば1点
	5	地域おこし協力隊との連携	1 ・総務省の地域おこし協力隊(元隊員含む)を農泊の取組において活用する場合	1点	該当すれば1点
	6	交付決定取消しの原因となる行為の有無	1 過去3カ年に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合、△15点とする。	-15点	該当すれば-15点

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準
施設整備事業のみを実施する場合

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳		配点	評 価
必須要件	1	事業目的の理解度、事業の必要性	1	・農泊推進事業や農泊に関する取組と関連したものになっているか。 ・関係人口が拡大するなど当該地域における所得及び雇用の増大に繋がる取組であるか(取組を実施することで農山漁村の裨益に結びつくか)。 ・集落連合体や地域ぐるみの取組により、集落の維持・再生に繋がる取組であるか。 ・地域の課題解決やニーズに対応するため、都市と農山漁村の交流や新たなライフスタイルの実現を目指す取組であるか。 ・都市住民や訪日外国人旅行者の農山漁村に対する関心の高まりを背景として、様々な受入が実施される取組であるか。	合・否・不明で判断	8項目のうち1項目でも否があれば、指定失格
	2	事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画への有効性	2	・目標が過大となっていないか。また、収支見通しは根拠をもって設定されているか。 ・目標設定についてデータや参考資料が適切であるか(施設整備事業を併せ行う場合において、整備する施設の利用計画が適切に設定されているか(宿泊利用者＝定員×営業日数であるなど、無謀な計画とはならないか))。 ・収益化に向け、地域資源活用の実現性が高かつ具体的な計画か。		
	1	事業計画の妥当性	1	・整備に当たって必要となる経費が適切に計上されているか(耐震審査等の提案前に実施が必要な経費や撤去費用及び基本設計等の経費が含まれていないこと)。 ・工期が複数年となる場合は、年度ごとに実施する施工が完了するか。 ・施設、土地は所有しているか。所有していない場合、所有権は着工までに移転する見込みはあるか。又は賃貸借(市町村所有物件の場合は使用貸借も可)の見込みはあるか。 ・賃貸借で整備する場合、賃貸借契約が確実に行われる見込みはあるのか。また、賃貸借整備対象物件であるか。 ・収支見込みは妥当であるか。	合・否で判断	事業計画策定時まで全てクリアする(交付対象事業者要件)
	2	事業執行の確実性	1	・金融機関等から借入を行う場合、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが確認できる書類等により事業執行の見込みはあるのか。		

施設整備事業のみを実施する場合

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評 価
個別事項	1	合意形成の手法	1 農泊を実施していくため、地域の課題や取組方針を関係者間で共有し合意形成を行っていくための適切な手法が取られているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	2	農泊実施のための実施体制の適格性	1 農泊を継続的に実施していくために法人を含んだ農泊実施体制になっているか、又は今後の法人化に向けた具体的な道筋が検討されているか。	5点	5点(特に優れている) 4点(優れている) 3点(普通) 1点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
			2 ビジネス化に向けてノウハウを持った人材、従業員等の確保をどのように行っていくか。また、農泊の取組を持続的に行うための具体的な検討がなされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	3	地域資源の活用	1 従来からの観光資源に留まらず、古民家、地域食材、地域特有の体験など、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが含まれているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 3点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	4	マーケティング手法等の有効性	1 ターゲットの明確化、戦略的な広報や営業活動などマーケティングの手法が適切に検討されているか。	10点	10点(特に優れている) 8点(優れている) 6点(普通) 3点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	5	農林漁業者等への裨益	1 農泊の取組を通じて参画する農林漁業者への所得向上又は雇用創出にどの様に寄与するのか明確にされているか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可
	6	創意工夫等	1 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫が見受けられるか。また他の地域へのモデルになり得るか。	15点	15点(特に優れている) 12点(優れている) 9点(普通) 5点(やや劣る) 0点(劣る) 中間点も可

施設整備事業のみを実施する場合

区分	番号	評価項目	評価の着目点内訳	配点	評価
施策との関連等	1	インバウンドへの対応	1 インバウンド受入促進重点支援地域のうち受入環境整備が必要と認定された団体であるか。	20点	該当すれば20点
	2	中山間地農業ルネッサンスとの関連	1 中山間地農業振興指針(平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知)に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた取組である場合	3点	1つでも該当すれば3点
		みどりの食料システムとの関連	2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた取組である場合		
		「デジ活」中山間地域との関連	3 ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において実施される取組である場合		
	5	地域再生計画との関連	1 ・地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である場合	1点	該当すれば1点
	6	国土強靱化地域計画との関連	1 ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく取組である場合	1点	該当すれば1点
	7	交付決定取消しの原因となる行為の有無	1 過去3カ年に交付決定取り消しの原因となる行為があった場合、また、共同提案や複数の構成員からなる団体による提案であっても、その一部の者が該当する場合、△15点とする。	-15点	該当すれば-15点